

## 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和7年11月5日（水）午後1時25分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村	田	和	弘
3番	藤	本	直	樹
4番	上	田	幸	子
5番	岡	井	文	彦
6番	田	中	壽	嗣
7番	内	田	裕	夫
8番	石	塚	加	津 美
9番	西	村	九	三 男
10番	西	村	和	樹
11番	西	野	英	紀
12番	松	本	吉	博
13番	森		一	博
14番	加	瀬	千	代
15番	寺	内	一	郎
16番	戸	田	治	巳
17番	内	田	孝	司
18番	村	田	良	文
19番	樋	口	敏	昭
20番	林		吉	一

4. 欠席委員 2番 山 口 吉 広

5. 会議録署名委員 11番 西野英紀  
14番 加瀬千代

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	阪田智子
農業委員会事務局次長	田口雄基
農業委員会事務局	高橋華寿紀
農業委員会事務局	三宅七聖

7. 委員会に説明員として出席した者の職氏名

都市整備部新市街地整備課長	三上真史
都市整備部新市街地整備課長補佐	福田幹夫
株式会社大林組	黒岩氏、田中氏、山内氏

8. 議事

議案第1号 久御山町新市街地（みなくるタウン）  
第1期土地区画整理事業に関する意見について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(3条許可)

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による（一時転用）  
許可申請に対する意見について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
意見について（5条許可）

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について  
(納税猶予(入口))

議案第6号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について  
(貸借権設定)

議案第7号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について  
(所有権移転)

報告第1号 農地形状変更事業について（農地形状変更事業）

報告第2号 農地法第18条第6項による賃貸借合意解約の  
通知について（賃貸借合意解約）

9. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和7年第1回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようご配慮をお願いいたします。

本日は、山口委員より欠席届をいただいておりますのでご報告させていただきます。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員が6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる10月27日に実施しました現地調査及び地域計画に支障がないかを確認いただいた委員名を報告させていただきます。

6番 田中会長

9番 西村九三男委員

11番 西野委員

15番 寺内委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 久御山町新市街地（みなくるタウン）第1期土地区画整理事業に関する意見について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(3条許可) 3件

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による（一時転用）  
許可申請に対する意見について  
(4条一時転用許可) 1件

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に  
対する意見について（5条許可） 1件

(会長)	議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（納税猶予（入口））	1 件
	議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について（貸借権設定）	6 件
	議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について（所有権移転）	1 件
	報告第 1 号 農地形状変更事業について（農地形状変更事業）	1 件
	報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項による賃貸借合意解約の通知について（賃貸借合意解約）	1 件

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。11番の西野委員、14番の加瀬委員、両名の方どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、これから審議をしていただく議案第 1 号につきましては、●●委員に関する案件でありますので、久御山町農業委員会会議規則第 20 条に基づき、当該事案の審議開始から終了まで退席をよろしくお願ひをいたします。

(●●委員 午後 1 時 31 分 退席)

(会長) それでは、議案第 1 号に入ります。議案第 1 号久御山町新市街地（みなくるタウン）第 1 期土地区画整理事業に関する意見についてを議題といたします。まず、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第 1 号につきましては、議案書 1 ページをご覧ください。内容につきましては、別冊の資料 A をご覧ください。こちらの別冊資料につきましては、前日配布となりましたことを深くお詫び申し上げます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 1 ページと 2 ページをご覧ください。

(事務局)

それでは、内容につきましては、久御山町新市街地（みなくるタウン）第1期土地区画整理組合設立認可申請者の事務局より説明をいただきたいと思います。それでは、よろしくお願ひいたします。

(申請者事務局)

それでは、ただ今、ご紹介にあずかりました本区画整理事業の準備組合の事務局を務めております大林組の黒岩と申します。よろしくお願ひいたします。

同じく大林組の田中と申します。よろしくお願ひいたします。

同じく大林組の山内と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、手元にございます資料Aの事業計画書の案につきまして、説明は私、黒岩からさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

今、資料Aとして、「事業計画書（案）」というものと、細かくて恐縮なんですけれども、「久御山町新市街地（みなくるタウン）第1期土地区画整理事業予定スケジュール」というA4が1枚と、参考資料としてA3の二つ折りの「京都府久御山町『みなくるタウン』の整備について」というパンフレットの3つがあるかと思うんですけども、よろしいでしょうか。今日はこちらの3つの資料を用いりながらご説明のほうをさせていただければと思います。

説明のメインになるのが、こちらの「事業計画書（案）」になるんですけども、こちらのほうはページが多岐に渡りますので、部分部分を搔い摘まみながら、簡易にご説明させていただければと思います。

さっそくめくっていただきまして、まずは1ページ目のほうですね、下のほうにページ数がふってございます。1ページ目のほうが、第1が土地区画整理事業の名称等とございまして、（1）は本事業の名称になります。名称は、久御山町

（申請者事務局）

新市街地（みなくるタウン）第1期土地区画整理事業。（2）施工者の名称といたしましては、久御山町新市街地（みなくるタウン）第1期土地区画整理組合という名称を予定しております。

第2が施行地区なんですけども、こちらが（1）施行地区の位置につきましては、搔い摘まんでご説明いたしますと、本地区は京滋バイパス久御山ジャンクションから南東約0.9キロメートル、第二京阪道路久御山南インターチェンジから北東約1.6キロメートルに位置し、北側の府道八幡宇治線、東側の国道24号線、西側の第二京阪道路に近接する東西約0.4キロメートル、南北約0.3キロメートル、面積約10.4ヘクタールの区域としております。こちらも文章だけだとイメージしづらいかと思うんですけども、（2）に施行地区位置図というふうに書かせていただいておりまして、別添施行地区位置図のとおりとさせていただいております。こちらがページ数をふってなくて申し訳ないんですけども、事業計画書の後ろですね、10ページ目の後ろにこういった広域図をつけさせていただいておりまして。非常に字が小さいかもわからないんですけども、久御山ジャンクションの南東側に赤い線で長方形が書いてあると思うんですけども、こちらが区画整理の施行区域を予定している約10.4ヘクタールの区域になります。こちらが今回の開発構想区域でございます。もう少し広い大きい図面で確認するとなると、こちらのパンフレットのほうですね、このパンフレットのほうを開いていただくと、この赤枠の区域を拡大したものがついておりまして、この赤枠の区域というのが今回、この図面にあります産業立地促進ゾーンの第1期整備地区というところになります。

後ろのほうに、クリップ留めで1番最後のページですね、こういう形でついてるかと思います、始めのページは。これがA3の資料になってまして、これを開けていただきますと、内側にですね、地図が載ってます。こちらの濃い青で塗っている産業立地促進ゾーン第1期整理地区というところが、今回の区画整理事業の対象区域になっておりまして、これから

(申請者事務局)

ご説明させていただくのは、こちらの第1期整備地区でどのようなまちづくりを行っていくかについての概要を説明させていただきます。

それが事業計画書のほう、何度も戻っていただいて申し訳ないんですけども、1ページ目の第3設計の概要というところ、1ページ目から3ページ目までですね。こちらが設計の概要ということで、現状はこの土地がどうなっているか、そしてこれに対してどんな公共施設整備がなされていくのかというのを文章で記載しているんですけども、この文章ではなかなかイメージがつかみづらいかと思いますので、後ろのほうに図面をつけております。何度も行き来させてしまって申し訳ないんですけども、後ろの別添図に、こういう設計図のようなものがついておりまして、左側にみくるタウン第1期土地区画整理事業設計図と書いてあるものですね。同じような図面の並んで非常に見づらいかと思うんですけども。

(●●委員)

3Dとかなんかで、わかりやすくできないの。

(申請者事務局)

検討させていただきます。今回の説明は平面で。現状の土地利用の状況は青い線で書かせていただいておりまして、それに対して計画する公共施設を着色して印した図面になっております。整備する公共施設としては、一番大きいものが黄土色で着色しております。みくる1号線、みくる2号線という道路がありまして、これが7メーターほどの道路を14メーターに拡幅して整備する都市計画道路になります。まずこれが1つ目の道路です。もう1つが、次は赤い色、朱色に近い色で塗っているのが、区画道路1号線という90度に折れ曲がっている道路ですね。こちらの区画道路を整備いたします。もう1つが、赤い事業区域ライン右下のところに、これも文字が小さいんですけど、調整池3484平米と書かせていただいておりますが、これが解放式の調整池になります。これまで降った雨水というのが、ここは従前農地でしたので、農地にしみ込んでいた雨水なんんですけども、今回、こちらの開発をすることによって、この事業区域は物流施設や

(申請者事務局)

工場が立地する宅地になりますので、雨がしみ込まなくなることから、この降った雨をですね、自由勾配側溝や雨水管でこの調整池に一旦集めて、一気に流れないように流出抑制を図りながら、少しずつ都市下水道に流していくような感じで、雨水をコントロールしていくような、そんな計画としております。

こちらが主な施設の計画概要として、こちらの計画の総事業費がどれだけかっていうのを示したものが、事業計画書の9ページですね。こちらが本事業の総事業費になりますと、総事業費といたしましては、一番下の合計欄に記載させていただいております、約74億円の事業費になります。この74億円のうち、事業費の多くの割合を占めるのが、今ご説明させていただきました公共施設の整備に関わるもので、特にこの公共施設の築造費に関わるところ、道路、調整池、公園等の整備費が約31億円、半分弱を占めているような、そういう計画になります。

事業計画の内容は以上になりますと、こちらの区画整備事業がどのようなスケジュール間で進んでいるかというのをお示ししたものが、こちらのA4縦の予定スケジュールになります。これもクリップ留めさせていただいていたもので、1枚ものでつけております。こちらのスケジュールですが、現在は令和7年度の11月でして、今、まさに行っているのが、地権者の皆さまから本同意を取得する動きをしております。この本同意を取得するのが年内いっぱいの動きになりますと、首尾良く区画整理法上で規定する3分の2以上の同意が得られましたら、年明けより認可申請という段階に入りますと、京都府さんに事業認可の申請を行います。事業認可の申請を行って、法令の手続きを得て、来年度の5月6月頃に、区画整理組合の設立を予定しております。区画整理組合の設立がなされたあとに、ここからいくつかこのスケジュール表に欄を設けているんですけれども、事業計画検討の設計等という欄をご覧いただきまして、こちらの組合が設立されたあとに、実施設計や換地設計といった設計作業を進めていきまして、令和8年度の末にですね、赤い色で仮換地指定と書か

(申請者事務局)

せていただいているんですけども、仮換地指定という手続きをもって、土木工事に着工する予定しております。土木工事の着工に際しては、現状、当該地が農地ですので、この段で農地転用にかけるような、そんな動きを想定しております。

今、土木工事の工期が造成工事というところに線を引っ張っているんですけども、土木工事の工期は約3年、2027年度から2029年度までを予定しております。土木工事が完了するのが2029年度末までなんんですけども、2030年度と2031年度は完成した公共施設に基づく適格な測量を行っていったりですとか、事業完了に向けて、今度は完了に対しても京都府さんに組合の解散申請などが必要になりますので、そういった事業完了手続きに約2年を想定しております、2031年度の事業完了を予定しております。

以上、駆け足になりましたが、内容は以上でございます。

(●●委員)

なんか、よくわからんわ。

(●委員)

ちょっと聞きたいねんけども、今まで何をしてはってん、これ。今まで5年ほど前からこれ計画あったけど、実行なんのまだ先やろ、5年先くらい。10年ほどかかるって実行するのか。計画からそんなん、長すぎるんちがうか。もっとできばきとやれへんのか、これ。

(申請者事務局)

そうですね、そういったお声を地権者の皆さまからもいただいていたんですけども、時間がかかっていたことは非常に私自身も理解してまして、これまで何をしていたかというと、先ほど雨水排水の話などをさせていただいたんですけども、ここが調整池の容量を決めるに際して、巨椋池土地改良区だとか久御山町さんの管理者などとかなり設計の協議に時間をかけていた経緯がございまして、その設計のやり直しなどを経ていて、当初のスケジュールより2年ないし3年遅れているという実状はございます。主にその設計作業に時間をかけておりました。

(●委員)

いやあのね、道、今、ちょっと小さいのついてますやん。あれ大林組のところ通ってるんちゃうの。あのへんはどうなった、●●●が反対しているとかしてないとかいうて、問題になつとったやんか。そんな中で大林組さんが一生懸命こうやって説明してくれはるけど、もうちょっと協力して早く進めてほしい。

(新市街地整備課)

すみません、失礼します。区域のみなくなるタウンですね、西側に大林さんの機材センター等あります。一応ですね、こちらのほうであったりとか、都市計画道路に関しましては、区画整備事業と一体で整理するところと、それ以外の町で単独で用地買収に入るところがありますので、そういったところを単独で用地買収に入っているところに関しては、鋭意に交渉を続けていくというところでございます。大林さんがこの区域ですね、業務代行予定者ということで、組合施行ということで地権者の方々でですね、組合を作つてこの事業を進めていくんですけども、いかんせん専門的な知識がいる事業ですので、それを代行するということで、大林組が選定されて進めているというところであるんですけども、先ほど事業にも時間がかかったというところで、調整池の設計変更であったりですね、それ以外にも近年の建設コストの増大であったりですね、そういったところで事業費自体が大きく膨れあがってしまった、という不遇がございますので、そういったところでですね、地権者様からですね、もっと事業費を下げるのか、というような要望等もございましたので、そういったところに長く時間をかけて取り組んできたという部分もございます。

(●委員)

これから先、高市政権になってきたら、まだまだ物価高があがってくるで。これ5年も6年もかけたらまだその分あがるんちゃうか。そのへんはどう見てはる。

(申請者事務局)

ご指摘のとおりで、事業が長期化すればするほど事業費が増大するリスクがあるというのは認識しております。ですの

(申請者事務局)

で、今回、事業認可されましたら、弊社として後戻りもできないので、より一層事業のスピードアップを目指して、今回ご説明させていただきました、2029年度末の土木工事完成というのは遅らせることのないように、より準備組合一丸となって進めていく次第でございます。

(●委員)

できるだけ早くてきぱきと仕事をやっていただきて、完成早くやってください。

(会長)

もう質疑応答に入っているようすけども、そのほか、今、●委員のほうからご意見がありましたが、そのほか委員の皆さまからご意見ご質問等あれば、頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。他はどうです。ちょっとまだ1回の説明では理解しにくいとかもあるかと思うんですけども、今の段階で何かご意見ございませんですか。よろしいですか。ただ今、●委員からできるだけ早く施行しろというような意見がございましたけど、よろしゅうございますか。よろしいですか。そのほか、質問もないようです。新市街地のほうもよろしいですか、説明のほうは。事務局もよろしいですか、そのほかございませんか。

そのほか、農業委員会から意見もないようでございますので、これから採決を採りたいと思いますので、恐れいりますけれども、説明員の方、ご退席のほうよろしくお願ひをいたします。

(説明者 午後1時55分 退席)

(会長)

それでは、ただ今、議案第1号の説明と皆さん方からご意見を頂戴しましたが、そのほか何も質問がないようでございますので、ここで久御山町農業委員会として、「意見なし」とするかどうかについての、まず採決を採りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

はい、●委員。

(●委員) 意見をするかしないかの採決じゃなくて、意見をどうするか。

(会長) いや、採決を「意見なし」とするかどうかです。まず、採決を採るのは。

それでは、よろしゅうございますか。とりあえず、意見なしということで、皆さん方からの採決を頂戴いたしたいと思いますが、「意見なし」ということに賛成の方の挙手をお願いいたします。いかがでしょう。

皆さん方から賛同を得ることができませんので、議案第1号についてはですね、意見なしとするようなことの回答ができるないというような状況で。

(事務局) そうしましたらですね、農業委員会としてどういうふうな意見を述べていくか、というふうなお話になっていくかと思いますので、先ほどの説明の対しまして、委員の皆さまからですね、こういうふうな意見にしたらどうやというようなご提案がありましたら、ご発言をお願いしたいと思うんですが。

(●委員) 地権者ともう少し話して、それが通るんやったら農業委員会として文句は言えない。地権者が全員賛成しはるんやったら、それでいいと思う。これ、今の説明やとわからへん。私ら、地権者じゃないから、今まで説明受けてへんねんから。今の説明だけやったらなんやわかつてへん、みんな。特に御牧の方やったら、全くわからへんと思うで、これ、意味が。初めて聞いた話みたいに聞こえる。私はちょっと前から、5年程前から聞いてるから、そこそこわかつてくるけど。それに意見なしというのはおかしい。絶対何か、いっそ意見なしでもわからへんから。

(会長) 意見あるかないかがわからへん、そういうことですね。意見のしようがないということで。それではですね、一応、今、採決を採るわけでございますけども、とりあえず議案第1号については、意見なしと回答することには、今のところはで

(会長) きないというような状況になっておりますが、それでよろしくうございますか。事務局どうや、それでいいか。

(事務局) 今回、意見を求められている内容といたしましては、このような土地区画整理事業を実施することによりまして、周りの農地等にどのような影響があるか、そういうことに関して農業委員会として意見を求められるというものでございます。ですので、今回、この区画整備事業をされることによって、周りの農地が迷惑を被るんじゃないとか、そういうふうな迷惑を被らないようにこの事業をやってくださいとか、そういうふうな意見が求められておるのかなと思います。

(●●委員) するにしてもね、もうちょっとちゃんと言わんと。僕、途中で口出したけど。わからへんもん、そんなん。

(●委員) 説明だけではわからへんと思うで、絶対に。今みたいな形で地権者さんが土地としての問題あるかないかっていうんやったら、地権者さんに言わなしありない。それだけのことや。

(事務局) 今回求められているのは、この中の地権者さんがどうこうというよりかはですね、中の地権者さんは賛成されておりますので、この周りの農地として残る部分に影響があるんかどうか、そのへんのご判断をいただきたいというところではございますけれども、実際のところですね、この第1期の周りの第2期になるところなんですけれども、この第1期も第2期もだいたい同じ時分に工事を着工するというふうに聞いております。具体的に先ほどのスケジュールに書いてあったかはわかりませんけれども、令和8年の12月頃には営農をストップする、1期も2期も農業をしないようにするというような形で聞いております。事務局といたしましては、1期と2期を同じ時期に施行されるのであれば、大きな問題はないのかなと思っておりますので、例えば、事務局の案ではございますけれども、この第1期土地区画整理事業に関しましては、周辺の農地に支障がないように進めてください、とい

(事務局)	うような意見を出したらどうかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。
(会長)	ただ今、事務局のほうから補足の説明がございましたけども、意見を求めているのはそういうことのようでございますので、区画整理事業の内容うんぬんじやなしにですね、農業委員会としては周囲の農地への影響の問題、これが重要視するべきだというふうに理解するわけでございますが、今、事務局から補足の説明がございましたが、これに対して何か皆さん方からご意見あれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。
(●委員)	田口くんの言う意見には賛成するけど。
(●●委員)	ちょっとといいですか。
(会長)	はい。
(●●委員)	今、2期の話されましたけど、2期の話って我々は聞いてないんですけども、そのへんはどうなんですか。というのは、この区域だけ、道路かなり拡幅される形になっているんですけども、ここに入ってくる道路いうのが狭い感じがするので、これすごい工事車両が入ってくるんやろ。周りの農地とかに影響あるんかなとか。
	それと、排水問題ですけど、はっきり言って全然わからないです、このへんの排水がね。そのへんが、巨椋池とか、町がされてるんでしょうけど、これ農業排水には水流れないんですか。流れへんというか、流すような計画じゃないんやつたら、農業に関係ないでしょうけど、もし農業排水に流れるんであれば、そのへんはどうなるのかっていうのも、何の説明もないでの、ここでぽんとこう言わへんでも、何も答え出ないんじゃないんですか。

(事務局) おっしゃるとおりだと思いますので、その農業排水は今後どうなっていくのか等について、追加の説明を求めたいと思いますので、また入室のほうをよろしくお願ひいたします。

(会長) それでは、今、意見を頂戴をしましたので、再度説明に入室をしていただきました。これがまた、そのへんのところらへんを説明を頂戴をしますので、皆さん方からいろんなですね、これは難しいんじゃないとかいうようなご意見があれば頂戴をしていきたいと思います。忌憚のない意見を出してもらったらいいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(説明者 午後 2 時 0 3 分 入室)

(会長) 再度ですけど、入室をしていただきました。そのあとですね、今、委員の皆さん方からいろいろと質問が出たんですけども、まず排水の問題ですね、いかがなものかというようなご意見もございましたし。

(●委員) 農業に対する影響はどのようなものになるかということを聞きたい。

(会長) 農業に対する排水、そのへんのところはどうなんかと。我々は農業委員会ですので、周辺農地に対する影響という問題が一番気にするところでございますので、そのへんのところをですね、説明を願えたらというふうに思います。

(申請者事務局) ご質問ありがとうございます。周辺の農地への影響につきましては、今、隣接する2期の開発区域から流れている水の流れを止めないように、しっかり排水ルートは計画を確保していきたいと思っております。

(●委員) その水はどこに流れるんやと聞いてはる。古川に流れるんやったら、農業排水には影響あるで。

(●●●●●)

大内川とか。大内川やと排水が追いつかへん、あの狭い川では。それでなくとも昔にいっぺん水が止まってもうて。上流の水をせき止めたさかいに。

(新市街地整備課)

すみません、新市街地整備課の三上でございます。よろしいでしょうか。説明の中でも先ほど大林さんからもあったんですけも、農地が宅地化されるということでですね、雨が降ったものがですね、農地のほうに浸透していかないので、より多く水路のほうに水が出てくるということになります。当然巨椋池と協議をさせていただいて、巨椋池の水路に影響しないように、溢水、溢れることがないようにというふうなご指導をいただいてます。今回、調整池を設けると、かなりの大きな容量の調整池を設けます。説明が重複して大変恐縮ではあるんですけども、一旦降った雨はこの調整池でしっかりと受け止めて、そして下流の水路が溢れないような範囲の中で流量を調整しながら雨水を流していくと、というのを巨椋池としっかりと協議をした上で流出する量も、調整池の大きさも決めておりますので、そこは何度も言いますけども、巨椋池さんと協議をした上で、下流の農地に影響が出ないような対策を講じております。工事もそれに基づいてやっていくということでございます。

(会長)

はい、どうです、排水のほうは。

(●委員)

今現在、各地でそういうのがオーバーしとるよう思うんです。それが起きた時に、周りの影響はどうなるの。多分、今の調整池だけやったら、これもたんと思う、この現在の状況は。これが溢れないように調整してるって言うけども、できてへんと思うで。こんなくらいのやったら、あそこの面積大きいで。第2期までいったら相当あるで。

(新市街地整備課)

ありがとうございます。第2期の話も出ましたので、第2期は第2期で当然必要な調整池を設けていくということはひとつございます。それに加えましてですね、久御山町として、

(新市街地整備課)

今回、区画整理では、農地を宅地化することによって増える水のほうを抑制するための調整池は、区画整理の組合側で築造いたしますけれども、ただ今ご指摘いただいたように、一時、非常に大きな雨が降るというような大きな課題にはなっている中で、今回、区画整理のこの区域の中で、町としてですね、雨水の貯留管、調整池のようなものなんですけども、それを築造することによって対策をすると。これが今、前兆的に雨水対策は進めています。ちょうど今、中央公園でも雨水の調整池を町が作っておりますけども、それと同じような機能を持ったものを区画整理の組合で作るものとは別に本区域で町は作っていこうというふうに計画はしておりますので、そういう形で内水排除の対策を講じていくという計画を町として行っています。

(● 委員)

それを作るために、また久御山町の税金使うの。

(新市街地整備課)

僕が先ほど申し上げたのは、町が作る調整池の部分については、国費、国の補助金をしっかりと活用しながら町の施策として公費を入れながら築造していくことになります。

(●● 委員)

どれくらいのね、雨量の想定をしてはるのかわからへんねんけども、今、どこであってもそれを突破してね、ごつつい事故起こってるとか、そのへんを慎重にしないと。先ほども言っておられたけど、1号計画も2号の計画のやつも誰もわからんと。その実態もどうなってるかわからへんし、今やつたら農地の百姓がやってはる農地が全部作らないようにして、開発してやっていこかと、それはあんまり広げるのもちよつと問題があるんじゃないかと私は思いますけどね。

(会長)

そのほか、何かございますか。はい、●●●●委員。

(●●●● 委員)

一点だけ確認ですけども、今の話聞いてると、施工するには調整池が先に施工されるんやね。

(申請者事務局)

そうです。まずは、雨をそのまま流すわけにはいかないので、必ず貯留させてから流すようにします。本設の調整池ができるまで時間がかかるので、それまでは仮設沈砂池という形で、工事中は本体の調整池とは別のところに、4箇所くらい一時的に水を溜めるところを作つて、そこから同じく1回溜めて、ちよろちよろちよろっと流していくと。都市下水道に負担かからないようにするというやり方になります。仮設を先に作つて、本設ができるのを待つて、本設ができあがつたら仮設を撤去するというやり方ですね。

(●●●●委員)

今の、仮設で対応できるっていう解釈でいいのかな。

(申請者事務局)

そうです。それだけのものを作ります、仮設で。

(会長)

●●●●委員、よろしいですか。

(●●●●委員)

結構です。

(会長)

そのほか先ほどね、道路の計画がですね、少し狭いんじやないかと。道路計画についてもう少し説明をお願いしたいと思いますし、それから併せてですね、今日は1期の話なんですが、2期もやっぱり、もうすぐに施行されるように聞いてるんですけども、そのへんも併せて少し説明を願えたらというふうに思います。

(●委員)

業者の入ってくるところの道もそうやし、搬入先の。どこから搬入するんやとか、何も聞いてない。東角小学校の前とか通るんやつたら、これちょっと難しい。

(申請者事務局)

基本的に工事車両はこちらの図面で言うと、第二京阪道路まで抜けていくと。大林組の機材センターの前の道路からと

(申請者事務局)	考えております。
(●●●●●)	大林からまっすぐやろ。
(申請者事務局)	第二京阪道路から入って、大林組の今の。
(●委員)	●●さんがへこんでくれたらすぐできるで。
(認可申請者事務局)	実は契約は済んでいるんですけども。工事の時期に併せて拡幅したいと思いますけど、可能であれば。
(●●委員)	出るのはずっとここから。
(新市街地整備課)	基本的にイン、アウトとも使おうと思っております。
(●委員)	左側の線、黒いのは2期のときの道やな、これ。
(認可申請者事務局)	2期の前も一部通っていますが、現状、車道の幅員としてはありますので。
(新市街地整備課)	第1期、第2期ともですね、土地計画道路という形ですね、14メートルの道路に拡幅するというところは、第2期の西側の大林組の機材センターの少し東側といいますかね、その部分まであります。それより西、第二京阪までは用地買収保障という形で広げていくというかたちになっております。第2期のスケジュールといいますか、こちらの動きも少し補足でお伝えさせていただきたいんですけども、第1期整備地区と第2期整備地区ですね、第1期整備地区は先行して動いているんですけども、ほぼですね、第2期地区整備地区的スケジュールが追いついてきているというような状況になっておりまして、今後の動きとしましては、第1期と第2

(新市街地整備課)

期、ほぼ同じような作業内容といいますか、スケジュールで動いていくというかたちになっております。第1期、第2期ともにですね、この区域の地権者の方々には営農していただける期間というのをですね、来年の12月末まで、来年いっぱいまでというような形で今現在、アナウンスをさせていただいているところで、それ以降は本組合の設立であったりですね、工事に入るような段取りをしていくような流れになっております。

(会長)

そのほかどうです、今、1期と2期と。はい、●●委員。

(●●委員)

私は●●なんですけども、●●さんと私はちょっと内容的にわかるんですけれども、ほとんど他地区の人は初めて見た書類やと思うんですね。それで、今、この場で意見をして、異議なしいうこと自体が、進め方自体がまずいなという感じで思ってるんですけども。もうちょっと、勉強会みたいな感じで、我々もしないかんのとちがうんかなと思いますけどね。

(会長)

今、●●委員からですね、意見があったのはごもっともというふうに思うんですね、初めて聞いてなかなかわかりにくい部分があるんですけども、言えって言ってもなかなかね、言えない部分があるかというふうに思うんですけども。

(●委員)

農業委員会はたぶんあかんとは言わへんで。久御山町がやってんねんから。一生懸命やってるんやから、オッケイは出すけど。ただやり方自体が、どう動いてるのか全くわからへん、ほとんどわかってへんと思う。私は5年前からちょっと噛んでたからわかってるけど。御牧地区の人はたぶんちんぶんかんぶんやと思うで。道もわからへん。大林さんがどこにあって、それくらいはわかるやろうけど、細かい道なんかわからへんと思う。私は田んぼまわってるからね、こうやって、農業委員やからまわってるからだいたいはわかるけど。

(会長)

そのほか何か、意見等ござりますか。

(●委員)	農業委員会としては賛成してるけど。
(会長)	もう少しですね、勉強会をしてからというような内容もございましたけれども、皆さんにもう少し説明する期間があつたらなと思ったりするんですけども。少し唐突に出てきたような議案だというように思います。いかがでしょう、そのほか何かご意見等ございますか。よろしいですか。
(新市街地整備課)	本日ですね、農業委員会の皆さんにかけさせていただいたのがですね、これから地権者の方々に同意書をいただいてる作業をしておりまして、京都府への認可申請の事前協議に入っていくという段階になっております。関係機関の調整ということで、京都府の都市計画課からも指導をいただいているということで、一旦、今回こういう形で事業の説明をさせていただいたという形で、経過報告をさせていただきたいなと思っております。また今後ですね、事業を進める中で農地転用の届出であったりですね、そういった機会等もありますので、それまでにはまた別で詳細のご説明と言いますか、させていただくような流れで、させていただけたらと思います。
(会長)	意見なしというのは、急ぐんじゃないですか。
(新市街地整備課)	特段何か、例えば事業 자체ですね、意見という形で問題ないという形のご認識をいただければ、その旨京都府にご説明を我々としてもしやすいと形ではあるんですけども。
(会長)	委員の皆さん方ですね、これから勉強をする会というか、今後また事務局がいろいろ説明願うということで、本日の議案として提案しておりますので、本日は保留という形で進めたいと思うんですが、いかがでしょう。
	よろしいですか。一応、本日は議案として提案しますので。

(●委員)	議案として書いてあるからちょっと。説明やったらしいねんけど、議案としてあがってあるから、ええか悪いか判断しなあかんさかいに。
(会長)	議案ということでですね。意見なしとするかどうかということでござりますので、本日は保留ということにしたいと思いますが、よろしいですか。委員の皆さん、それでよろしいですか。
(新市街地整備課)	例えばですね、もう少しこの場で事業の掘り下げをさせていただいて、議論の進展が。
(●委員)	だから、農業委員会としては進めるのはオッケイやと。ただ、意見にして言えって言ったって言えへん。進めるることはオッケイやねん。京都府に出すとか出さんとか、それはオッケイや。出してほしい、早くやってほしい。
(会長)	とりあえず、議案として本日提案しますので、議案としては本日保留をしたいと思います。よろしいですか。
(●委員)	保留したら出せへんで。
(事務局)	事務局からご提案ではあるんですけども、例えばですね、意見なしとかありとかいうことではなくて、この事業自体進めることは構わないけれども、今後ですね、この事業進めるにあたって説明等をしていただきて、農業委員会とみなぐるタウンの事務局さんと連携をしていく、そのような、ちょっと日本語が下手くそで申し訳ないんですが、そういうふうな意見ですね、事業を進めるのは問題ないけれども、今後詳細であったりとか、そういうふうな情報共有をお願いしますというような意見を委員会として出すというのも、1つの手かなと思ったりいたします。

(会長)	今、事務局のほうからですね、提案がございましたけれども、委員の皆さんどうです、今、事務局からの提案に対して。この事業自体は町としてですね、大きな目玉で進めなあかんというようなこともございますし、そう言ってもですね、今日意見出せというのは言えへんというようなことでござりますので、苦肉の策として、今、事務局のほうから提案がございましたけども。
(●委員)	農業委員会として進めることにはオッケイやということを言っておいたらしい。ただ、事業がどうとかこうとかは言ってない。進めるのはオッケイやと。
(●●委員)	準備が悪いわ。下準備。もうちょっとわかるようにやってくれないと。皆さんが納得できるところがない。
(●委員)	だから、都合がいいのは、オッケイか、オッケイちがうかってことを。こんな説明をやいやい言わんと。これを進めていくことに対して、どうですかって言ったら、オッケイですって言つたらいい。
(会長)	●委員のほうから提案がございましたが、先ほども申しましたように、町としての大きなプロジェクトの事業でもございますので、農業委員会としてもですね、この事業は進めてもらいたいというふうには思います。そんな立場の中でですね、今、●委員のほうから意見がございましたけども、保留するんじゃなしに、そのような形でですね、意見としてすればどうかという意見がございましたが。 よろしいですか、意見はございませんか。
(●委員)	事業は進めていかなあかんと思うで。5年も前から計画立てて一生懸命やってくれてはるねん。だから、それは進めていくには農業委員会そりや、反対はできひん。

(●●●●委員)

事務局それでええのか。

(事務局)

事務局としましても、この事業を進めることには異議がないと。また今後ですね、詳細等が決まつたら隨時、農業委員会に情報をくださいというような趣旨の意見を出していただけるんであれば、一番良い形なのではないかなと思っております。

(会長)

今、事務局のほうから最終的な提案がございました。そのような形でよろしゅうございますか。

(結構ですという声)

(会長)

よろしいですか。ということで、そのような形ですね、今後、意見なしというんじやなしに、そういう形の意見を付けて、この整備の申請者に回答したいというように思いますが、よろしいですか。

それでは、皆さんの賛同を得ましたので、そういうことですね、今後、進めていきたいというふうに思います。

(説明者 午後2時25分 退席)

(●●委員 午後2時26分 入室)

(会長)

●●委員にはほぼ1時間ほどお待ちを願いましたけども、それだけ議論があったということでご理解をお願いいたしたいと思います。

それではですね、議案のほうを進めてまいります。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

(会長) まず、議案第2号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員、よろしくお願ひをいたします。

(●●委員) 議案第2号受付番号30から受付番号32の案件につきまして、報告させていただきます。  
本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長) それでは、議案第2号受付番号30の案件について、まず事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第2号受付番号30につきましては、議案書2ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書3ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひいたします。

(会長) 議案第2号受付番号30について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでござります。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号30を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号31の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第2号受付番号31につきましては、議案書4ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、こちらの案件は譲受人が法人さんでございますので、現地調査の際に農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいておるところでございます。内容につきましては、議案書5ページをご覧ください。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書6ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひいたします。

(会長) 続きまして、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員からよろしくお願ひします。

(●●委員) 農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。

当該法人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員のすべての要件について、満たしているものと思われます。

(会長) 議案第2号受付番号31の案件について、ご意見ご質問はございませんか。よろしいですか。

(●●●●委員) すみません。

(会長) はい、●●●●委員。

(●●●●委員) 地元委員ということで、現地調査させてもらったんですけども、この議案書では、●●●●の営農の拡大ってなってますけども、この地図見てもらってもわかりますように、道

(●●●●●委員)

路に面していて、三角地、面積小さい、なおかつ周囲から1メートルほど地上げした土地で、ここで営農っていうのはちょっと考えられへんような気がするんですけども、そのへん事務局として何か●●●●●から話されてるんやったら聞かせていただきたいと思います。

(事務局)

●●●●●委員がおっしゃるようにですね、今回の申請地につきましては、●●●●●が通った際にできた小さな三角地、東西に分かれた三角地となっておるようなところでござります。また、これまでも草のほうが毎年のように生えておりまして、耕作をされているところを見たことのないくらい荒れているような農地ではありました。写真にも少し映っておりますが、ごみであったりとかを捨てておられたりしますので、確かにおっしゃるように耕作のしにくい土地であることは間違いないかなと思います。今回、この申請にあたりまして、●●●●●●●●●さんのはうから聞いておりますのは、特に東側の三角地につきましては、隣の農地も将来的に取得をして、併せて広い土地、だいたいそれを足しますと1反を超えるくらいの大きさになるみたいなんですが、そういったところで一体的に使って、ネギの耕作ができたらなというふうな計画をされておるとことでござります。そういうふうな計画を出されておりますので、議案書のほうにつきましては、営農の拡大というような記載をさせていただいております。事務局といたしましては、今後ですね、この●●●●●さんのが3条による農地の取得をする際に審査をするわけですけれども、現在持っている農地を全て適正に管理していかなければならぬという要件がありまして、今回、この耕作のしにくい土地を取得されますけれども、こちらの農地につきましても耕作をするか、もしくは少なくとも保全管理をしていないと今後ですね、農地を買えないというふうな縛りもでてくるような形になります。ですので、事務局としましては、今現在の所有者さんが所有されておるよりも、新たな取得先でありますこの●●●●●さんが取得されたほうが、農地の適正な管理に資するものではなかろうかというふうに考えておる

(事務局)	ところでございます。以上でございます。
(会長)	●●●●委員どうです、何かありますか。
(●●●●委員)	もうこれ以上ないんやけども、それで事務局のほうが●●●●さんと話ができるんやったら、今後それで管理、監視、お願いしたいと思います。
(事務局)	よろしくお願ひいたします。
(会長)	そのほか、何かございますでしょうか。よろしいですか。そのほか特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。
	議案第2号受付番号31を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
	多数か、全員か、全員やね。全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。
	続きまして、議案第2号受付番号32の案件について、まず事務局より説明を願います。
(事務局)	議案第2号受付番号32につきましては、議案書7ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。
	また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書8ページをご覧ください。
	所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。
	それでは、会長よろしくお願いします。
	(●委員 午後2時32分 退席)

(会長) 議案第2号受付番号32について、ご意見ご質問はございませんか。

生前贈与の案件ですけど、よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号32を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号農地法第4条第1項の規定による(一時転用)許可申請に対する意見についてを議題といたします。

まず、議案第3号の案件について、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●●●● 委員) 議案第3号受付番号2の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないとと思われます。

(会長) それでは、議案第3号受付番号2について、事務局より説明を願います。

(●委員 午後2時34分 入室)

(事務局) 議案第3号受付番号2につきましては、議案書9ページをご覧ください。こちらの案件は、毎年同じ内容で一時転用をされている案件でございます。いちごを栽培しているハウスで観光農園を行うため、開催期間中のみハウス前のスペースを客用駐車場として利用するというものでございます。

なお、観光農園の営業計画書をご提出いただき、客用駐車場としての利用が一時的であることや、利用目的に必要最小限の面積であることを確認しておるところでございます。また、繁忙期など来客数が増えると思われる時にも、農道に停車車両が並ぶようなことがないよう交通誘導するとお聞きし

(事務局)

ておるところでございます。

また農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書次のページの10ページから12ページをご覧ください。12ページ下部には、許可の基準となります運用通知の抜粋をお付けしておるところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の6ページと7ページをご覧ください。6ページが写真で7ページが土地利用計画図となっておるところでございます。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第3号受付番号2について、ご意見ご質問はございませんか。

一時転用の案件ですけど、よろしいですか。特にご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号2を許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をします。

それでは、続きまして、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、5条許可を議題といたします。

(●●●●●委員 午後2時36分 退席)

(会長)

まず、議案第4号の案件について、現地調査の報告を調査委員さんからよろしくお願ひをいたします。

(●●●●●  
委員)

議案第4号受付番号2の案件につきまして、報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないとと思われます。

(会長) 続きまして、議案第4号受付番号2について、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第4号受付番号2につきましては、議案書13ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案につきましては、議案書14ページから16ページをご覧ください。14ページの真ん中より少し下にございますとおり、●●●●●と●●●●●●●がおおむね500メートル以内にあり、前面道路に水道管、下水管が埋設されておりますので、この農地は第3種農地の要件を満たしているものと思われます。16ページ下部には、許可の基準となります運用通知の抜粋をお付けしています。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真8ページと9ページをご覧ください。9ページにつきましては、土地利用計画図となっておるところでございます。

会長よろしくお願ひします。

(会長) 議案第4号受付番号2の説明が終わりましたが、この案件について、ご意見ご質問はございませんか。

いかがでしょう、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第4号受付番号2を許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をいたします。

続きまして、議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予（入口）の案件でございますが、を議題といたします。

まず、議案第5号の案件について、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願ひをいたします。

(●●●●●)  
委員)

議案第 5 号受付番号 6 の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないと思われます。

(会長)

それでは、議案第 5 号受付番号 6 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 5 号受付番号 6 につきましては、議案書 17 ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予（入口）調書につきましては、議案書 18 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 10 ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第 5 号受付番号 6 について、この案件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第 5 号受付番号 6 について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第 6 号に入ります。農用地利用集積等促進計画に係る要請について、貸借権設定を議題といたします。

まず、議案第 6 号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願ひをいたします。

(●●委員) 議案第6号受付番号41から受付番号46の案件についてまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないと思われます。

(会長) それでは、議案第6号受付番号41から受付番号43については、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。

(事務局) 議案第6号受付番号41につきましては、議案書19ページをご覧ください。

次に、議案第6号受付番号42につきましては、議案書次のページの20ページをご覧ください。

最後に、議案第6号受付番号43につきましては、次のページの議案書21ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっておるところでございます。

権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書22ページをご覧ください。

(●●●●委員 午後2時42分 入室)

(事務局) 所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

それでは、会長よろしくお願ひします。

(会長) 議案第6号受付番号41から受付番号43について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか、3件ありますけども、よろしいですか。特にご意見ご質問ないようでございますので、採決に入ります。

議案第6号受付番号41から受付番号43について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

(会長)

続きまして、議案第6号受付番号44について、事務局より説明を願います。

(●●●●●委員 午後2時44分 退席)

(事務局)

議案第6号受付番号44につきましては、議案書23ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書24ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真12ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第6号受付番号44について、ご意見ご質問はございませんか。

いかがでしょう、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第6号受付番号44について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をします。

続きまして、議案第6号受付番号45について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第6号受付番号45につきましては、議案書25ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書については、議案書26ページをご覧ください。

(事務局)

なお、こちらの案件につきましては譲受人が新規就農者でございますので、現地調査の際に本人さんに来ていただきまして、現地調査委員によるヒアリング調査を実施していただきました。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(●●●●●委員 午後2時45分 入室)

(会長)

それでは、新規就農者に対するヒアリング調査の報告をまず調査委員からよろしくお願ひをいたします。

(●●委員)

新規就農者に係る事前ヒアリング調査の報告をさせていただきます。

営農計画をもとに借人に対してヒアリング調査を行った結果、特に問題はないと思われます。

(会長)

議案第6号受付番号45について、ご意見ご質問はございませんか。

いかがでしょう、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第6号受付番号45について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をします。

続きまして、議案第6号受付番号46について、報告第2号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号2と関連する内容ですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第6号受付番号46について説明をさせていただく前に、関連する内容といたしまして、報告第2号農地法第18

(事務局)

条第 6 項による賃貸借契約合意解約の通知についてを先に報告させていただこうと思います。

報告第 2 号受付番号 2 につきましては、議案書飛びまして 3 2 ページでございます。内容につきましては、記載のとおりとなっておりまして、同時解約をなされるという案件でございます。下から 2 つ目に書いてありますとおり、解約後には、●●●●●●●●●●●●に貸借がされるというような解約内容でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の 1 4 ページをご覧ください。

本件につきましては、令和 7 年 10 月 27 日付けで会長専決をさせていただき、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第 6 号受付番号 4 6 につきまして、議案書戻りまして 2 7 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条調書につきましては、議案書 2 8 ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、先ほどと同じ 1 4 ページでございます。

それでは、会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第 6 号受付番号 4 6 及び報告第 2 号受付番号 2 について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問ないようですので、採決に入ります。

議案第 6 号受付番号 4 6 について、要請することに賛成の農業委員さんの举手をお願いいたします。

全員举手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第 7 号に入ります。農用地利用集積等促進計画に係る要請について、所有権移転の案件を議題としま

(会長) す。

まず、議案第7号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願ひをいたします。

(●●委員) 議案第7号受付番号4の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないとと思われます。

(会長) それでは、議案第7号受付番号4について、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第7号受付番号4につきましては、議案書29ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書30ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひいたします。

(会長) 議案第7号受付番号4について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問ないようでございますので、採決に入ります。

議案第7号受付番号4について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

本日の審議については、これで終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

(会長) まず報告第1号農地形状変更事業について、受付番号1について、事務局より報告願います。

(事務局) 報告第1号受付番号1につきましては、議案書31ページをご覧ください。内容については記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真16ページをご覧ください。

本件については、令和7年9月29日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して承認書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願ひします。

(会長) ただ今、報告第1号受付番号1の報告がございましたが、何かご意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。特にご意見等がないようですので、これで終わりたいと思います。

それでは、報告第2号は審議と併せて先ほど報告がありましたので、本日予定しておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————午後2時51分 終了————